

2007年3月14日

EU委員会からのカルテルに関する異議告知書の受領について

旭硝子株式会社

当社子会社であるグラバーベル社（本社：ベルギー、ブラッセル）は、2007年3月13日（現地）に、EU委員会より、欧州における板ガラスのカルテルに関する **Statement of Objection**（異議告知書※）を受領しました。

同社は、2005年2月22日、23日（現地）にEU委員会の立ち入り調査を受け、その後の調査の過程で、EU委員会が異議告知書を発行したものです。

当社及びグラバーベル社は、本異議告知書の内容を確認した上で、適切な対応をとる所存です。

以上

※ご参考

「異議告知書」とは、EU独禁法違反の疑いに関する当局の暫定的な見解（未確定）を示し、当事者の意見を求めるものです。「異議告知書」は調査途中の文書であり、EU当局の最終決定ではありません。当局による最終決定については、欧州裁判所へ上訴することが可能です。

◎ 本件お問合せ先

旭硝子（株）広報・IR室長 川上真一 TEL：03-3218-5603